

# 別冊

## 檜山北部 3 町合併協議会 小委員会経過報告書

(第 7 回檜山北部 3 町合併協議会報告)

- ・ 報告第 1 号 新町建設計画策定小委員会経過報告 . . . . . 1 P ~ 3 P
- ・ 報告第 2 号 新町名候補選定小委員会報告 . . . . . 4 P ~ 29 P
- ・ 報告第 3 号 議会議員定数・任期検討小委員会経過報告 . . . 30 P ~ 51 P

## 報告第1号

### 新町建設計画策定小委員会経過報告について

新町建設計画策定小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年8月27日報告

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一

平成 16 年 8 月 17 日

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一 様

新町建設計画策定小委員会委員長平田泰雄

第 2 回新町建設計画策定小委員会経過報告について

平成 16 年 8 月 16 日、第 2 回新町建設計画策定小委員会を開催したので、檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町建設計画策定小委員会運営要綱第 7 条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

## 第2回新町建設計画策定小委員会経過報告書

### 1. 第2回新町建設計画策定小委員会の開催日時

- ・開催日時 平成16年8月16日(月)午後1時30分～午後4時15分
- ・開催場所 北檜山町健康センター
- ・出席委員 9名
- ・欠席委員 1名

### 2. 協議内容

協議内容		結果
1	新町における医療施策について	・新町まちづくりプラン策定において重要施策として、「新町における医療施策」について幹事会に調査検討を指示していた結果の報告について協議した。
2	新町まちづくりプラン(新町建設計画)の策定について	・別紙「新町まちづくりプラン(案)」について、第5章の将来像実現のための基本施策、第6章の北海道事業の推進、第7章の公共施設の適正配置と整備について協議した。(資料1) なお、第5章においては、別紙基本施策に係る主要事業集計表のとおり主要な事業を定めた。(資料2)

## 報告第 2 号

### 新町名候補選定小委員会経過報告について

新町名候補選定小委員会委員長から檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第 7 条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成 1 6 年 8 月 2 7 日報告

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一

平成 16 年 8 月 24 日

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一 様

新町名候補選定小委員会委員長 花 田 千賀志

第 2 回新町名候補選定小委員会経過報告について

平成 16 年 8 月 23 日、第 2 回新町名候補選定小委員会を開催したので、檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び新町名候補選定小委員会運営要綱第 7 条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。

## 第2回新町名候補選定小委員会経過報告書

### 1 第2回新町名候補選定小委員会の開催日時等

- ・開催日時 平成16年8月23日(月) 午前10時～正午
- ・開催場所 北檜山町健康センター
- ・出席委員 8名

### 2 協議内容

	協議事項	結果
1	新町名候補の公募結果について	事務局から別紙「新町名候補の公募結果について」の報告を受け、これを了承した。
2	新町名候補の選定について	新町名候補選定手順に基づき「新町名候補の公募結果一覧表」に記載されている候補の中から新町名にふさわしいと思われる名称を第1次選考として1委員が3点ずつ無記名で選ぶことを決めて、投票した結果15種類の新町名候補が上がった。この中から第2次選考として、10点以内の候補を選定したところ別紙「新町名候補の選定結果」のとおり6点を選定し協議会に報告することとした。
3	郡の所属の取扱いについて	新町の郡の所属については、新町名が決定した後において再協議することとした。

## 新町名候補の選定結果

No.	名称	ふりがな	選定基準（資料1）
1	瀬棚町	せたな	地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 地域を対外的にアピールできる名前 地域の知名度が向上できる名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前
2	せたな町	せたな	地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 地域を対外的にアピールできる名前 地域の知名度が向上できる名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前
3	北檜山町	きたひやま	地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前
4	大成町	たいせい	地域の特徴を表す名前 地域の歴史・文化にちなんだ名前 住民等の理想・願いにちなんだ名前
5	狩場町	かりば	地域が地理的にイメージできる名前
6	西幸町	さいこう	地域が地理的にイメージできる名前



新町名候補選考一覧（応募件数順）

NO.	名称	ふりがな	件数	応募意見・理由
1	瀬棚町	せたな	551	<p>明治初期より瀬棚郡となり瀬棚町戸長役場があった頃から知名度がある。</p> <p>北檜山町は東瀬棚村の分村であり、瀬棚町がよいと思う。</p> <p>北部3町で一番知名度がある。</p> <p>北部檜山開拓発祥の地。全国初の洋上風車のある町として新聞に掲載された。</p> <p>昔は北檜山も東瀬棚であった、瀬棚郡瀬棚町でよいと思う。</p> <p>鉄道のあった頃から瀬棚線と古くからなじみ深い。</p> <p>瀬棚三本杉の景勝。古くから海上運搬で栄えた港町であり歴史的知名度も高い。</p> <p>瀬棚大好き！北海道瀬棚郡瀬棚町と続いていく響きが格別</p> <p>天気予報でも瀬棚の名前が使われている</p>
2	せたな町	せたな	161	<p>郡名でもありこの地域で広く使われていて知名度が高いから。</p> <p>子供達でも、親しみや読み書きできるように。</p> <p>北檜山も昔は東瀬棚だった。</p> <p>ひらがなは優しい感じがするから。</p> <p>三本杉など、道内外に知られているから。</p>
3	北檜山町	きたひやま	92	<p>長年住んで馴染みがあるから。</p> <p>郡はもともとの瀬棚郡でよいが、檜山の北部にあるとして名付けをするのであれば北檜山が一番良いと思う。</p> <p>檜山支庁の北の町として。</p> <p>親しみ深い。</p> <p>愛着があるから。</p>
4	大成町	たいせい	27	<p>親しみやすく、いつまでも残したい名前だから。</p> <p>太田山という歴史がある町</p> <p>円空が訪れた町</p> <p>夕日や海が綺麗な町だから。</p> <p>道立自然公園の町だから。</p> <p>漁り火に癒され、自然の作った親小熊岩に守られている。</p>
5	狩場町	かりば	22	<p>狩場山からの長年の豊富な水量に感謝を込めて！3町に関係がある。</p> <p>合併の各町名に関係なく北部檜山の自慢の山の名前がよいと思う。</p> <p>道南の名山</p> <p>三町に関係のない名前が公平</p> <p>校歌にも歌われている。</p>
6	ひやま町	ひやま	18	<p>檜山支庁が消えゆく事は時間の問題でもあり、檜山の名前を永遠に残すため。</p> <p>知名度が高く、対外的にアピールできる。新しい町になるので、新しい名前ですスタートした方がよい。</p> <p>町民全員が平等に好感を持つことが出来る町名と思い。</p>
7	久遠町	くどう	8	<p>円空さんも、真澄もきてくれた北海道最古の灯台と最西に位置する、自然と歴史のある町としたい。</p> <p>北海道最古の祭り太田神社があるから。</p> <p>久しく遠い町と言うことで未知の世界（町）からの出発</p>

新町名候補選考一覧（応募件数順）

NO.	名称	ふりがな	件数	応募意見・理由
8	かりば町	かりば	7	<p>旧3町に関係ない名前が公平でしょうし、新町の予定役場所在地から、北部檜山のシンボルともいえる「狩場山」を考えて、やわらかく分かりやすく平かなで「かりば町」とした。</p> <p>狩場山は、今金町、寿都町も関係するでしょうが、北檜山からの眺めが最良で早い者勝ちかと思う。</p> <p>全道に知られている山、狩場山の麓の町としてアピールするため。</p> <p>日本地図にも「狩場山」ということで容易に位置が分かります。</p>
9	檜山北町	ひやまきた	6	<p>郡名では所在地がなかなか分からないので、檜山の北部に位置することから「檜山北町」とした。</p> <p>過去において、今金町と綱引きを演じた苦肉の統合高校名「檜山北高校」に一致し、名実ともという余録もあろうかと。</p>
10	北瀬棚町	きたせたな	2	<p>伝統あるセタナの名前を残したい。北檜山は元東瀬棚でした。</p> <p>他県でもセタナというと名が知れている。</p>
11	檜山三郷町	ひやまみさと	2	<p>新しい絆の下に瀬棚、大成、北檜山の三つの郷が一つになつてのスタートを祝う。</p> <p>新しい檜山の郷の繁栄を祈ります。</p>
12	美郷町	みさと	2	<p>人の心、周囲の美しさを（特に海岸）残したいため。</p>
13	西幸町	さいこう	1	<p>北海道の西に位置する町 海あり山あり川あり、幸かな自然に恵まれ、海・山・川の幸にも恵まれる。</p> <p>この町で、そこの住む皆さんが幸せになれるように考え、西幸町という名にしてみました。</p>
14	西北町	さいほく	1	<p>北海道で一番西の海岸の町として分かりやすいと思う。</p>
15	北西町	ほくせい	1	<p>北海道で最西端の位置する町として、一番分かりやすいと思う。</p>

檜山北部3町合併協議会  
第2回 新町名候補選定小委員会

と き／平成16年8月23日（月）

午前10時～

ところ／北檜山町健康センター

次 第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 委員の紹介（変更委員）

4. 議事

会議録署名委員の指名について

（1）報告第1号 新町名候補の公募結果について

（2）議案第1号 新町名候補選定について

（3）議案第2号 郡の所属の取扱いについて

5. その他

6. 閉 会

## 新町名候補の公募結果について

新町名候補の公募結果について、次のとおり報告する。

平成16年8月23日提出

新町名候補選定小委員会

委員長 花田千賀志

記

### 新町名候補の公募結果（総括表）

#### 1. 公募結果

##### (1) 応募状況

応募総数	1,097 件
うち有効件数	1,069 件
〃 無効件数	28 件



有効分における種類数	128
------------	-----

##### (2) 住所別（有効分）

区 分	件 数	構成比 (%)
大 成 町	104	9.7
瀬 棚 町	320	29.9
北檜山町	226	21.2
道内(3町除く)	268	25.1
道外	151	14.1
計	1,069	100.0

##### (3) 男女別（有効分）

区 分	件数	構成比 (%)
男 性	532	49.8
女 性	537	50.2
不 明	0	0.0
計	1,069	100.0

## (4) 年齢別（有効分）

区 分	件数	構成比 (%)
10歳未満	17	1.6
10歳代	51	4.8
20歳代	91	8.5
30歳代	124	11.6
40歳代	117	10.9
50歳代	218	20.4
60歳代	215	20.1
70歳代	154	14.4
80歳以上	64	6.0
不明	18	1.7
計	1,069	100.0

## (5) 無効件数の内訳

区 分	件数
同一人物が複数枚応募したもの	23
全国に同一の町名が存在しているもの	5
美里町 → 埼玉県児玉郡美里町 1件	
三郷町 → 奈良県生駒郡三郷町 3件	
美浜町 → 福井県三方郡美浜町 1件	
合 計	28

## 新町名候補の選定について

新町名候補の選定は、次のとおり新町名候補選定手順に基づき行うものとする。

平成 16 年 8 月 23 日提出

新町名候補選定小委員会

委員長 花 田 千 賀 志

### 記

#### 新町名候補選定手順

1. 新町名候補応募作品の整理・集計（事務局）
  - (1) 募集期間、募集要項等の要件に合致しているかの確認を行う。
  - (2) 新町名候補の公募結果一覧表の作成を行う。（名称の五十音順）
  - (3) 小委員会に、新町名候補の公募結果（総括表）及び新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）を提出する。
2. 各委員による選考
  - (1) 「新町名候補の公募結果一覧表」に記載されている候補の中から、新町名にふさわしいと思われる新町名候補について各委員の意見を求める。
  - (2) 事務局において委員の意見に基づき、新町名候補選考一覧表（資料 1）の作成を行う。  
一覧表は応募件数順とする。（一覧表 NO.、名称、ふりがな、応募件数、名称の意味・理由、を掲載する。）
3. 小委員会での選定  
新町名候補選考一覧表を基に、新町名候補を委員の協議により 5 ～ 10 点程度を選定し、選定理由を付して委員長が協議会に報告を行う。



## 先進事例

### ■香川県 東かがわ市（H15.4.1 合併）

- ・ 1次選考（小委員会）

応募全作品の中から、各委員がそれぞれ 10 作品以内を選考。

- ・ 2次選考（小委員会）

1次選考作品の中から、小委員会での協議により 10 作品を選考し、作品ごとに小委員会としての選考理由及び付帯意見を付して合併協議会へ提出。

（協議による選考が困難な場合は、委員による投票を実施。投票は各委員 5 作品を投票し、得票数の多い順に 10 作品を選考。）

### ■富山県 <sup>なんとう</sup>南砺市（H16.11.1 合併予定）

- ・ 1次選考（小委員会）

応募全作品の中から各委員がそれぞれ 5～6 作品を選び、全体で 89 作品を選考。

- ・ 2次選考（小委員会）

1次選考作品について、選考基準に基づき、各委員の推薦理由及び意見を求めながら協議し、30 作品を選考。

- ・ 3次選考（小委員会）

2次選考作品について、各委員が推薦理由を付してそれぞれ 3 作品を選んだ。

これらを協議し、小委員会として 4 作品を選び選考理由を付して合併協議会へ提出。



議案第2号

郡の所属の取扱いについて

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。  
その選択に基づき、北海道に対して働きかけを行う。

- 1 新町の郡の所属は、瀬棚郡とする。
- 2 新町の郡の所属は、久遠郡とする。
- 3 新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成16年8月23日提出

新町名候補選定小委員会  
委員長 花田千賀志

## 1 新町の郡の所属の決定権限

- ・新町の郡の所属は都道府県が決定

### 関係法令

#### ■地方自治法

〔郡の区域〕

第 259 条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

- ② 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。
- ③ 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第 1 項の例によりこれを定める。
- ④ 第 1 項乃至第 3 項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第 7 条第 7 項の規定は、第 1 項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

#### ■住民基本台帳法施行令

（職権による住民票の記載等）

第 12 条 市町村長は、[法](#)の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第 7 条から第 10 条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第 7 条から第 10 条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は[住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項](#)若しくは同法第 4 条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があつたとき。

#### ■不動産登記法

〔行政区画又はその名称の変更の場合における登記簿の記載の当然変更〕

第 59 条 行政区画又は其名称の変更ありきたるときは登記簿に記載したる行政区画又は其名称は当然之を変更したるものと看做す字又は其名称の変更ありきたるとき亦同じ。

## ■登記免許税法

(非課税登記等)

第5条 次に掲げる登記等（第4号又は第5号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

(1)～(3) 略

(4) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項又は第4条（住居表示の実施手続等）の規定による住居表示の実施又は変更に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

(5) 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更（その変更に伴う地番の変更及び次号に規定する事業の施行に伴う地番の変更を含む。）に伴う登記事項又は登録事項の変更の登記又は登録

(6)～(13) 略

## ■登録免許税法施行規則

(登録免許税の免除を受けるための書類)

第1条 登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下「法」という。）第五条に規定する書類は、次の各号に掲げる登記又は登録の区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 法第5条第4号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する住居表示の実施又は変更に伴つて受けるものであることを証する当該実施又は変更に係る市町村長（特別区の市長を含む。次号において同じ。）の書類

(2) 法第5条第5号に掲げる登記又は登録 その登記又は登録が同号に規定する行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はこれらの名称の変更に伴つて受けるものであることを証する当該変更に係る市町村長又は同号に規定する事業の施行者（国及び法別表第2に掲げる者以外の者にあつては、その者が、当該事業の施行について都道府県知事の認可を受けた者であることを当該知事の証明により明らかにされたものに限る。）の書類

## 2 郡の所属が変わることによる影響

①住所が変更となる。 ⇒ 町名変更に伴い住所が変更となるため同じ。

## 3 法務局への情報提供

登記の変更には4ヶ月ほどの事務処理が予想されることから、郡、町名等の変更が生じる場合は事前に法務局に対して情報提供が必要となる。

## 4 北海道の考え方

① 郡の所属は北海道が一方的に決定するのではなく、合併協議を行っている市町村の協議により方針決定されたものを尊重することとしている。

## 5 郡に所属している町の取扱い

- ①瀬棚郡とする場合は、3町での協議が必要となる。(大成町の同意)
  - ②久遠郡とする場合は、3町での協議が必要となる。(瀬棚町及び北檜山町の同意)
  - ③新たな郡名とする場合は、3町での協議が必要となる。
- ※上記のいずれかを選択しても瀬棚郡に所属している今金町との協議は必要なし。

## 6 新町の郡所属の方針を決定する期限

- ① 平成17年9月に合併をした場合、郡の所属に関連する調整事項もあるため、平成16年11月初めには郡の所属方針を決めて北海道に要望する必要がある。

### ●協議手順（他県での事例）

- ①郡の所属について合併協議会において協議
- ②郡の所属について合併協議会において方針決定
- ③合併協議会は方針決定に基づき県に要望
- ④合併協議会からの要望を受け県としての方針を検討
- ⑤県の方針について合併協議会に連絡
- ⑥合併協議会において合併協定書（案）決定
- ⑦合併協定書の調印
- ⑧各町議会において合併議決
- ⑨合併申請書を県に提出
- ⑩県が合併申請書を受理
- ⑪県議会において、合併を議決に併せて新町の郡の所属について議決

## 新町名候補選定基準

### 1 選定基準

新町名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、①から⑦の条件の1つ以上の条件を満たしている名前とする。

- ①地域が地理的にイメージできる名前
- ②地域の特徴を表す名前
- ③地域の歴史・文化にちなんだ名前
- ④地域を対外的にアピールできる名前
- ⑤地域の知名度が向上できる名前
- ⑥住民等の理想・願いにちなんだ名前
- ⑦その他新町としてふさわしい名前

### 2 選定方法

新町の名称は、小委員会において応募作品の中から新町の名称としてふさわし候補名を5～10点程度選定し、これを協議会に報告して、協議会での協議により新町名を決定する。

### 3 応募作品の修正

応募作品をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができるものとする。

### 4 選定にあたっての留意点

- ① 新町名の候補の選定（選考）や新町名の候補の決定に当たっては、得票数（応募数）の多い順位にとられないものとする。
- ② 新町の候補名の選定（選考）に当たっては、その名称を応募した理由について、十分留意するものとする。

## 新市町村名に使用できる名称等に関する資料

(新市名の取扱いに関する総務省の見解【西東京市照会事項】)

## 質問 1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合

## ①同じ表記で読み方が異なる場合

【例】宮崎県日向市（ひゅうがし） → 日向市（ひなたし）  
静岡県清水市（しみずし） → 清水市（きよみずし）

回答 ×・・・表記が同じ場合は不可

## ②異なる表記で読み方が同じ場合

【例】宮城県仙台市（せんだいし） → せんだい市  
埼玉県日高市（ひだかし） → ひだか市

回答 ○

## ③同一又は類似の「町村」が存在する場合

【例】東京都瑞穂町（みずほまち） → 瑞穂市  
奈良県明日香村（あすかむら） → 明日香市

回答 ○・・・全国的に見て、現在も同様の事例がある。

## 質問 2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合

【例】LOVE → ラブ  
AND → アンド

回答 ○・・・理由が明確であればよい。

## 質問 3 略字及び算用数字等の使用

「ケ」の使用

回答 ○・・・例：青ケ島村など

「0213456789（数字）」の使用

回答 ×・・・日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。

「々」の使用

回答 ○・・・例：小佐々町など

## 質問 4 通常の読み方と異なる読み方をする場合

【例】永遠市（えいえんし） → （としわ）  
宇宙市（うちゅうし） → （そらし）

回答 ○・・・新市名を告示する場合、読み仮名を振ればよい。

質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの

回答 公序良俗に反する名前

長すぎる名前

現在使用していない漢字を使用した名前

新町名候補選定小委員会 委員名簿

支庁・町名	氏 名	備 考
大 成 町	花 田 千賀志	町長
	奥 村 喜美男	議会議員
	成 田 直 彦	町民代表
瀬 棚 町	平 田 泰 雄	町長
	柳 田 眞	議会議長
	新 保 静 夫	町民代表
北檜山町	内 田 東 一	町長
	真 柄 克 紀	議会議員
	石 川 文 枝	町民代表
檜山支庁	小 田 千 秋	地域政策部長



新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）

NO.	町の名称	(ふりがな)	件数	応募意見・理由
1	愛然町	あいぜん	1	誰からも愛され、自然を大切にす町
2	愛和町	あいわ	1	みんなで町を愛し、なごめる町と人情の町
3	明住町	あかず	1	北部三町が力を合わせて、明るく住みよい町作りに願いを込めて。
4	生嶺町	いきみね	1	
5	いさり火町	いさりび	1	3月に北檜山に越してきて、景観の素晴らしさに魅了されています。 海の綺麗なこの地の夏の漁り火の見える風景。そして、魚介類の美味しい事を合わせ、町の物産・観光の宣伝をかねてこの町名を考えました。
6	歌和町	うたわ	1	瀬棚町の鳥歌の歌、大成町の花歌の歌、北檜山町の共和の和、瀬棚の共和の和のそれぞれ隣町の繋がりがある、忘れる事のない字名の一字を取り、結びつけて三町意味のある歌和とした。
7	雲丹町	うに	1	字画が将来的に好ましかったので。
8	栄寿町	えいじゅ(まち)	1	繁栄と幸せの町
9	大海原町	おおみばら	1	3町の自然豊かな海、飛躍する町としたい。
10	大檜海町	おおひみ	1	大いなる海と山の檜の情景を思わせる名称
11	大三和町	おおみわ	1	三町が和を持ってパワーアップ、大きく発展して過疎からの脱却
12	海映町	かいいい	1	紺碧の海、夕焼け(夕映)が美しく連なる海岸と雄大な山地の全ての自然が美しく映える町 未来へ財産が残せる町
13	輝町	かがやき	2	光、輝き未来に発展する。 新町、輝き発展するように。
14	狩場町	かりば	22	狩場山からの長年の豊富な水量に感謝を込めて！3町に関係がある。 合併の各町名に関係なく北部檜山の自慢の山の名前がよいと思う。 道南の名山 三町に関係のない名前が公平 校歌にも歌われている。
15	かりば町	かりば	7	旧3町に関係ない名前が公平でしょうし、新町の予定役場所在地から、北部檜山のシンボルともいえる「狩場山」を考えて、やわらかく分かりやすく平かなで「かりば町」とした。 狩場山は、今金町、寿都町も関係するでしょうが、北檜山からの眺めが最良で早い者勝ちかと思う。 全道に知られている山、狩場山の麓の町としてアピールするため。 日本地図にも「狩場山」ということで容易に位置が分かります。
16	狩場北海町	かりばきたみ	1	狩場山の北側の海町
17	北大瀬町	きたおおせ	1	各町の一文字を使用
18	北海輝町	きたかいき	1	未来に輝け
19	北大瀬町	きたせ	2	3町の頭文字を並べてみました。
20	北成町	きたせい	1	
21	北瀬海町	きたせうみ	1	「北檜山・瀬棚・大成に共通する海を活かした町づくり」をイメージに命名
22	きたせたい町	きたせたい	1	故郷に来させたい思いと、3町の頭文字を取ってみた。
23	北瀬棚町	きたせたな	2	伝統あるセタナの名前を残したい。北檜山は元東瀬棚でした。 他県でもセタナという名が知れている。
24	北瀬都町	きたせと	1	北檜山町の北、瀬棚町の瀬、大成町の市街地中心字都の都
25	北大瀬町	きたたいせ	2	3町一文字ずつ入り平等！！各町の名前を残したい。

新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）

NO.	町の名称	(ふりがな)	件数	応募意見・理由
26	北成瀬町	きたなるせ	2	3町の町名より1字を取って北檜山(北)の大地(瀬)が大成(成)を祈願して、北成瀬町にした。
27	北の大瀬町	きたのおおせ	1	北・・・大地が豊に、大・・・遅しくおおいなり、瀬・・・流れ奔流へ
28	キタヒヤマ町	きたひやま	1	
29	きたひやま町	きたひやま	4	漢字の北檜山よりも、最近では横文字の名前もはやっているので「きたひやま」とした。 今の町名でよいと思う。
30	北ひやま町	きたひやま	8	ひやま(檜山)という地名を大切にしたい。 かな文字の方が今後親しみやすく、簡潔である。檜山の北部と言うこと。
31	北檜山町	きたひやま	92	長年住んで馴染みがあるから。 郡はもともとの瀬棚郡でよいが、檜山の北部にあるとして名付けをするのであれば北檜山が一番良いと思う。 檜山支庁の北の町として。 親しみ深い。 愛着があるから。
32	北美楽町	きたびらく	1	檜山の北に位置していて、3町合併になるので、3町が楽しく活気あふれる町にし、そして暴力のない、それでいてゴミゼロのきれいな美しい町になって欲しいという願いで考えました。
33	北三郷町	きたみさと	1	北部3町が心を通わせ郷づくりをする事を願って命名
34	北三杉町	きたみすぎ	1	瀬棚町の三本杉と北檜山の北を合わせて。
35	共栄町	きょうえい	1	旧3町のしがらみがない。 全国的に同名の町がない。 いくつかのものが共にそろって栄えを図るの意味から、共存共栄に努めて豊かな町を作るため。
36	久遠町	くえん	1	久遠(くおん)とも言っていていつまでも限りなくと言う事から。
37	久瀬町	くせ	1	郡名を消滅したくないため。(旧太櫓郡のように)
38	久遠町	くどう	8	円空さんも、真澄もきてくれた北海道最古の灯台と最西に位置する、自然と歴史のある町としたい。 北海道最古の祭り太田神社があるから。 久しく遠い町と言うことで未知の世界(町)からの出発
39	光北町	こうほく	1	輝いて明るい北の町をイメージしました。
40	西幸町	さいこう	1	北海道の西に位置する町 海あり山あり川あり、幸かな自然に恵まれ、海・山・川の幸にも恵まれる。 この町で、その住む皆さんが幸せになれるように考え、西幸町という名にしてみました。
41	最西町	さいせい	2	日本に二つとない名前、北海道最西端に位置するので覚えられやすい。(北海道地図で見ると、知床の真西といえる)この地の利・活用して一次産業や観光の宣伝、販路拡大に活かせる。
42	西北町	さいほく	1	北海道で一番西の海岸の町として分かりやすいと思う。
43	幸輝恵町	さかえ	1	「幸・・・みんなが幸せに」「輝・・・かがやいて(お年寄りも)」「恵・・・自然や食べ物、色々な物に恵まれるよう、暮らせるように」、希望を持った町になるように。 3町の名前はなくなるけど、それに変わるどの町も幸せに住みよい町になるように。
44	郷美町	さとみ	2	それぞれの町(郷)がいつまでも美しく、そして発展していくように、という意味
45	山海町	さんかい	2	山の幸が豊で、海の幸が豊かな永遠に発展する町

## 新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）

NO.	町の名称	(ふりがな)	件数	応募意見・理由
46	三景町	さんけい	1	道南八景の三景地（太田神社、三本杉、浮島公園）から。
47	三町一町	さんちょういちま	1	
48	三本杉町	さんぼんすぎ	4	瀬棚がだめなら。 有名だから。 誰でも分かりやすい。
49	三位町	さんみ	1	三つのものが心を合わせ一つになる町を目指して。
50	三楽町	さんらく（まち）	1	三つの町の統合
51	潮田町	しおた	1	
52	潮陽町	しおひ	1	三町の美しい海と、三町の未来が明るい事を願って考えた。
53	後志貝取澗町	しりべしかいとり	1	貝は和ませてくれます、癒します。 行ってみたい町、住んでみたい町の上位に選ばれると思います、格好もいいです。
54	心愛町	しんあい	1	誰からも愛される町。心に残る町
55	新栄町	しんえい	1	新たに栄えて欲しいとの願いから。
56	新北檜山町	しんきたひやま	1	新しく生まれる北檜山の町
57	新瀬棚町	しんせたな	6	瀬棚という地名は、昔からよく知られており、テレビ等でも、特に天気予報でも瀬棚となっています。 一番一般に知られている地名といえるので、自然で良いと思われまます。 新しい名称でスタート
58	新せたな町	しんせたな	3	北檜山町の前は東瀬棚町でもあったし、わりと知名度のある瀬棚町を前面に出してはと思う。 あまり奇抜なのや、今までの所在地を思い起こせない名前は他に浸透しづらい。
59	新大成町	しんたいせい	1	やっぱり好きだから。
60	新大瀬北町	しんたいせきた	1	大成町、瀬棚町、北檜山町3町が合併になったので。
61	新檜山町	しんひやま	2	3町が合併することにより、新しい檜山の発展が約束できる、希望の町になって欲しい。
62	新三郷町	しんみさと	1	新しい絆の下に瀬棚、大成、北檜山の三つの郷が一つになってのスタートを祝う。 主人（大成町出身）と何回か訪れた檜山の岬や山並みは、忘れられません。
63	水仙町	すいせん	1	花と緑の町、町花としても全国的に知られているのでいいのではと思った。 北檜山町出身ですが、丹羽の水仙思い出すため。
64	青雲町	せいうん	1	青雲の志をいただいた瀬棚町、北檜山町、大成町の者同士の交わり、檜山地方の第一の町になるようにとする希望を込めた。
65	瀬海町	せかい	1	瀬棚町が日本海に面していたから。瀬棚と言えば「海」というイメージを残したかったから。
66	夕陽町	せきよう	1	三町以外のものとし、西日、夕陽の綺麗な事では三町共に共通するため。
67	瀬久北町	せくほく	1	旧3町の由来ある名前から一文字ずつ組み合わせて、不公平にならないように付けた。 割と書きやすく、読みやすく、見た目もそれなりに落ち着いたのある町名だと思つ。
68	瀬久山町	せくやま	1	旧3町町名の瀬棚町、久遠（正式な大成町では使用困難のため久遠とする）、北檜山町から単純に公平に読みやすいように順不同にて一文字ずつ組み合わせた。
69	瀬紫留町	せしる	2	瀬 瀬棚、紫 紫ウニ、留 留る

新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）

NO.	町の名称	(ふりがな)	件数	応募意見・理由
70	セタナ町	せたな	12	どこに住んでいますかと聞かれたとき、瀬棚は知名度があると思います。漢字ではなく、書きやすいカタカナなんかいいかなと思いました。 元々檜山北部は瀬棚町が発祥の地であり、知名度もあり何ら問題なし。 カタカナはアイヌ語のセタナイで原点に戻り出発するという意味から。
71	せたな町	せたな	161	郡名でもありこの地域で広く使われていて知名度が高いから。 子供達でも、親しみや読み書きできるように。 北檜山も昔は東瀬棚だった。 ひらがなは優しい感じがするから。 三本杉など、道内外に知られているから。
72	瀬棚町	せたな	551	明治初期より瀬棚郡となり瀬棚町戸長役場があった頃から知名度がある。 北檜山町は東瀬棚村の分村であり、瀬棚町がよいと思う。 北部3町で一番知名度がある。 北部檜山開拓発祥の地。全国初の洋上風車のある町として新聞に掲載された。 昔は北檜山も東瀬棚であった、瀬棚郡瀬棚町でよいと思う。 鉄道のあった頃から瀬棚線と古くからなじみ深い。 瀬棚三本杉の景勝。古くから海上運搬で栄えた港町であり歴史的知名度も高い。 瀬棚大好き！北海道瀬棚郡瀬棚町と続いていく響きが格別 天気予報でも瀬棚の名前が使われている。
73	瀬棚追分町	せたなおいわけ	1	日本海の追分ソーランラインを共有し、これからも造りあげていくと言う意味から。
74	せたなまち	せたな	1	
75	瀬檜成町	せひせい	1	合併する瀬棚町、北檜山町、大成町の名称から一文字ずつ取った名前 理由は、覚えやすい名前がいいと思ったから。
76	大成町	たいせい	27	親しみやすく、いつまでも残したい名前だから。 太田山という歴史がある町 円空が訪れた町 夕日や海が綺麗な町だから。 道立自然公園の町だから。 漁り火に癒され、自然の作った親小熊岩に守られている。
77	大瀬山町	だいせいざん	1	大山のごとくそのせせらぎは清らかに流れる。
78	多恵町	たえ	1	3町の中の「た」の字を1字ずつ取って、恵みの多い町にしたい。 3町仲良きの意味も込めて。
79	道西町	どうせい	1	西は夕日が美しい所 観光と食料で将来が見える。
80	共浦町	ともうら	1	北檜山町の共和の共、瀬棚町の共和の共、瀬棚町の元浦の浦、大成町の上浦の浦それぞれ隣町のつながりのある、忘れることのない字名の一字を取り結びつけて三町意味のある共浦とした。
81	豊美町	とよみ	1	産業の発展により豊かで自然が美しい町
82	新三町	にいみ	1	

新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）

NO.	町の名称	(ふりがな)	件数	応募意見・理由
83	はなうずみ町	はなうずみ	1	渡辺淳一の「花埋み」日本で最初の女医、荻野吟子出身地ということで3町合併の時に、全国ネットで取り上げてもらえそう。 とても綺麗な響きで、物産店でも「これどの?」と興味を持ってもらえそうな気がする。
84	はまなす町	はまなす	1	3町は農業も盛んですが、共通の自然として海岸線を持っています。 この浜辺に咲いているハマナスから名前を付けました。 私は中学時代まで瀬棚に住んでいました。 実家があるので数年に一度帰っています。
85	東瀬棚町	ひがしせたな	1	古くから3町にも認知されており、親しみやすい名称である。
86	日里町	ひさと	1	山あり海あり日本一の清流ある、四季の美しい日本の里、日里町
87	檜北町	ひほく	2	檜山支庁管内の北部に位置し、歴史のある檜山の一部をとり地域のイメージができ、アピールも容易だと思います。
88	檜山町	ひやま	4	地域を対外的にアピールできる。
89	ひやま町	ひやま	18	檜山支庁が消えゆく事は時間の問題でもあり、檜山の名前を永遠に残すため。 知名度が高く、対外的にアピールできる。新しい町になるので、新しい名前ですスタートした方がよい。 町民全員が平等に好感を持つことが出来る町名と思い。
90	檜山北町	ひやまきた	6	郡名では所在地がなかなか分からないので、檜山の北部に位置することから「檜山北町」とした。 過去において、今金町と綱引きを演じた苦肉の統合高校名「檜山北高校」に一致し、名実ともという余録もあるうかと。
91	ひやま新生町	ひやましんせい	1	檜山は開拓の歴史は古く、農・畜・漁業の盛んな所である。 道南霊宝の太田権限や名所、史跡の多い所で有名 海や山の素晴らしい自然に恵まれた3町、まさに檜山の新生の町に値する。
92	檜山新郷町	ひやまにいさと	1	瀬棚、北檜山、大成の三つの郷が、新しい絆の下に寄り添い、繁栄していくスタートを祝う。 檜山の美しい山並みや岬が、永遠に残る新しい郷に。
93	檜山三郷町	ひやまみさと	2	新しい絆の下に瀬棚、大成、北檜山の三つの郷が一つになってのスタートを祝う。 新しい檜山の郷の繁栄を祈ります。
94	ふとろ町	ふとろ	1	いにしえより、太田(久遠)、太檜、瀬田内が場所制によって知られている中から太檜とした。 新たな町として船出するに、全町民が檜のごとく一体となり太い檜となって未来へ漕ぎ出すことを願って。
95	平成町	へいせい	1	平成の時代に合併して出来た新しい町ですから。 あとこの町がいつ出来たのか誰にも分かる町名だと思います。
96	北恵町	ほくえ	1	北部三町が力を合わせて、末長く恵みがあるようにと願いを込めた。
97	北栄町	ほくえい	2	北部3町の合併でますます栄えあれと願いを託させていただきました。
98	北晨町	ほくしん	1	晨の意味・・・明日、夜明け。立春の基準となる星の名 北の大地の夜明けとなるよう大いに躍進するよう希いをこめて応募した。
99	北新町	ほくしん	2	北部三町が新しく生まれ変わり、より一層の発展にと願いを託した。

## 新町名候補の公募結果一覧表（五十音順）

NO.	町の名称	(ふりがな)	件数	応募意見・理由
100	北西町	ほくせい	1	北海道で最西端の位置する町として、一番分かりやすいと思う。
101	北成町	ほくせい	1	将来、北檜山町と大成町との道路開通にちなんで。
102	北星町	ほくせい	3	
103	北成棚町	ほくせいたな	1	三町の一字を合わせてみた。 意外とゴロが良い。
104	北斗町	ほくと	2	北斗七星のこと。 ある一つの道でもっと高く人々の目標の町として、仰ぎ尊ばれる、そんな檜山第1の町として発展して欲しいという願いをこめた。
105	北部檜山町	ほくぶひやま	1	単純でいい。
106	北豊町	ほくほう	1	北の恵みあふれる海と大地の幸、そして美しい自然と有形無形の財を郷土愛の許にさらに育み、豊かな健康な町をつくる。
107	北夢町	ほくむ	1	
108	北陽町	ほくよう	1	
109	ほこほこ町	ほこほこ	1	J Aのキャッチフレーズを借用しましたが、合併された新しい町は今まで以上に海と大地、風光明媚な自然が集約された地です。それらを糧に町名の通りの豊かな産業により、誇れる郷土愛あふれた町の発展を願って。 何よりも日本に唯一のユニークな町名ではないでしょうか。
110	またせたな町	またせたな	1	また来たい町であって欲しい。
111	美海町	みうみ	1	日本の美しい海から命名しました。
112	未来歩町	みくほ	1	
113	三栄町	みさかえ	1	3町が力を合わせてますます栄えていくように。
114	美郷町	みさと	2	人の心、周囲の美しさを（特に海岸）残したいため。
115	三杉町	みすぎ	5	道南の景勝地三本杉岩にひっかけて3町合併を協調する意味も含めて、全道、全国に知られている名称三本杉岩を強調した。 三杉町希望
116	三都町	みと	1	大成町、瀬棚町、北檜山町の3町が集合して飛躍する町1～7の条件に該当する名称である。
117	未来町	みらい	1	この小さな三つの町の合併が町民にとって豊かな町づくりの第一歩となることを希望に託して。
118	めぐみ町	めぐみ	2	すべてのことにめぐまれる町であって欲しい。
119	桃色町	ももいろ	1	
120	山瀬大町	やませおう	1	北檜“山”、“瀬”棚、“大”成
121	湯衣町	ゆい	1	3町に共通しているものとして、温泉を主にしてみました。 湯を衣った（まとった）町という意味です。
122	緑海町	りょくかい	2	この3町を考えた時、共通しているのが日本海と緑いっぱい自然だったので、そこから考えてこの名前にした。
123	緑陽町	りょくよう	1	三町が持つたくさんの自然が、太陽のように輝き続けるように、という願いを込めて。
124	虹色町	レインボー	1	
125	和歌瀬町	わかせ	1	若々しい町、そして美しい町のイメージを（若いということは心の若さ）
126	ソーラン・ライン町		1	道立自然公園の名称をそのまま使った。 横文字はインパクトがある。
127	ニューセタナ町		1	歴史のある名の一部を残すため。
128	ニュー瀬棚町	ニューせたな	1	少々変化があっても良いかも。

## 報告第3号

### 議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について

議会議員定数・任期検討小委員会委員長から檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第8条及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第7条の規定により、別紙のとおり経過報告書の提出があったので報告する。

平成16年8月27日報告

檜山北部3町合併協議会  
会長 内田 東 一

平成 16 年 8 月 24 日

檜山北部 3 町合併協議会  
会 長 内 田 東 一 様

議会議員定数・任期検討小委員会委員長 高 畑 實

第 1 回議会議員定数・任期検討小委員会経過報告について

平成 16 年 8 月 23 日、第 1 回議会議員定数・任期検討小委員会を開催したので、檜山北部 3 町合併協議会小委員会設置規程第 8 条及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第 7 条の規定に基づき、その協議経過及び結果について別紙のとおり報告する。



## 第1回議会議員定数・任期検討小委員会経過報告

### 1 第1回議会議員定数・任期検討小委員会の開催日時等

- ・開催日時 平成16年8月23日(月)午後1時30分～午後3時
- ・開催場所 北檜山町健康センター
- ・出席委員 10名

### 2 協議内容

	協議事項	結果
1	委員長及び副委員長の互選について	委員長 高畑 實(大成町議会議長) 副委員長 中島 勝則(北檜山町民代表)をそれぞれ選出した。
2	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	<p>各委員から提案された意見の概要は次のとおりであった。</p> <p>①町民の意見の中には財政事情を考慮した場合、合併後に設置選挙をすべきでないか。との声があるので、在任特例を適用しないことを検討すべきでないか。</p> <p>②在任特例を適用する場合には、住民の理解が必要である。</p> <p>また、在任特例後に行われる一般選挙では議員の法定定数(22名)を削減すべきでないか。</p> <p>③法で定める議員の在任特例制度の狙いは、合併すると周辺町の住民の声が新町に反映されないのではないかとということ。さらには、今までの町づくりの実績がなくなるなどの懸念解消のため、現在の議会議員の任期を上限2年間としたものである。</p> <p>このことにより、現議員は新町の予算2回・決算1回の審議ができるものである。</p> <p>住民の不安解消のためと行政の継続性を監視するのは、議員の責務であり、そのためにも在任特例を2年以内で適用することが望ましいのではないか。</p>

		<p>以上のような意見を踏まえ、小委員会として次のとおり調整案を決定した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、任意協の調整提案である在任特例を適用する。</li><li>2、在任特例の適用期間は、北檜山町議会議員の任期満了日の平成19年4月29日までとする。</li><li>3、議員定数については、在任特例適用による在職議員39人とする。なお、在任特例の適用期間後の定数については、新町議会で決定する。</li><li>4、選挙区の設置については、新町議会で決定する。</li></ol>
--	--	--

檜山北部3町合併協議会  
第1回 議会議員定数・任期検討小委員会

と き／平成16年8月23日(月)  
午後1時30分～  
ところ／北檜山町健康センター

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
  - (1) 議案第1号 委員長及び副委員長の互選について  
会議録署名委員の指名について
  - (2) 議案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
4. その他
5. 閉 会

議案第1号

委員長及び副委員長の互選について

委員長及び副委員長の選任は、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、互選により選出する。

平成16年8月23日提出

議会議員定数・任期検討小委員会

記

役 職	氏 名
委 員 長	
副 委 員 長	

議案第2号

## 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり検討する。

平成16年8月23日提出

議会議員定数・任期検討小委員会

記

(1) 議会の議員の定数について

(2) 議会の議員の選挙区の設置について

(3) 議会の議員の任期について

## 議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、檜山北部3町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、議会議員定数・任期検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、議会の議員の定数及び任期等の取扱いについて、協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会委員のうち次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係町の長
- (2) 議会の議長又は議会の議員 各町1名
- (3) 町民代表 各町1名
- (4) 檜山支庁地域政策部長 1名

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 委員長は小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。

議会議員定数・任期検討小委員会 委員名簿

支庁・町名	氏 名	備 考
大 成 町	花 田 千賀志	町長
	高 畑 實	議会議長
	濱 口 敬 子	町民代表
瀬 棚 町	平 田 泰 雄	町長
	桜 井 明 雄	議会議員
	工 藤 芳 江	町民代表
北檜山町	内 田 東 一	町長
	酒 井 誠 一	議会議員
	中 島 勝 則	町民代表
檜山支庁	小 田 千 秋	地域政策部長

協議第 6 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	3 町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後 2 年間引き続き新町の議会の議員として在任する。

平成 16 年 5 月 14 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会  
会長 内 田 東 一



協定項目	6	協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
新設合併の場合				
区 分	原 則		合併特例法を適用する場合	
	合併特例法を適用しない		合併特例法第6条（定数に関する特例）による方法	合併特例法第7条（在任に関する特例）による方法
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。		合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任 期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）		設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定 数	地方自治法91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口 1万以上2万未満の町村 22人 *人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）		設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を決めることができる。 *合併後の人口が1万以上2万未満の場合 定数22人×2＝44人以内(2倍を超えない範囲) この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。 （合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。 この特例による場合も、合併特例法の特例措置を適用しない場合と同様に、合併関係市町村の協議により、あらかじめ定数を定める必要がある。
4 選 挙 期 日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）		設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙は行わない。
5 補欠選挙の適用	有		有	無
6 選 挙 区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）			

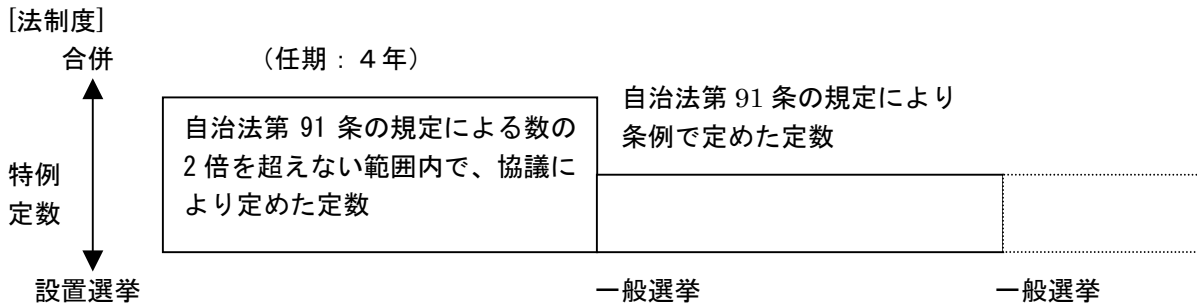
## 先 進 事 例

取扱い方法	内 容	事 例		
		合併市町村	合併関係市町村	合併の期日
<b>【原則】</b> 地方自治法第 91 条の規定による方法 (合併特例法の適用を受けない)	選挙：合併後 50 日以内 定数：条例で定める数 任期：4 年 補欠選挙の有無：有 選挙区：設けることができる	恵那町・恵南町村合併協議会 (岐阜県) 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(京都府) 御前崎町・浜岡町合併協議会(静岡県) 氷上郡柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会(兵庫県)	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町、串原村 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町 御前崎町、浜岡町 柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	平成 16 年 10 月 平成 16 年 4 月 1 日 平成 16 年 4 月 1 日 平成 16 年 11 月 1 日
<b>【定数特例】</b> 合併特例法第 6 条の規定による方法(定数に関する特例)	選挙：合併後 50 日以内 定数：法定定数の 2 倍以内(合併後、最初の選挙に限る) 任期：4 年 補欠選挙の有無：有 選挙区：設けることができる	佐渡市町村合併協議会(新潟県) 峡北地域合併協議会(山梨県)	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊町 明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武井村	平成 16 年 3 月 1 日 平成 16 年 11 月 1 日
<b>【在任特例】</b> 合併特例法第 7 条の規定による方法(在任に関する特例)	選挙：無 定数：現行議員数 任期：合併後 2 年以内 補欠選挙の有無：無	加美町(宮城県) 2 年 さいたま市(埼玉県) 2 年 西東京市(東京都) 2 年 篠山市(兵庫県) 1 年 1 ヶ月 あきる野市(東京都) 1 年 10 ヶ月 ひたちなか市(茨城県) 1 年 北上市(岩手県) 1 年	中新田町、小野田町、宮崎町 浦和市、大宮市、与野市 田無市、保谷市 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 秋川市、五日市町 勝田市、那珂湊市 北上市、和賀町、江釣子村	平成 15 年 4 月 1 日 平成 13 年 5 月 1 日 平成 13 年 1 月 21 日 平成 11 年 4 月 1 日 平成 7 年 9 月 1 日 平成 6 年 11 月 1 日 平成 3 年 4 月 1 日

# 議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

## 1 定数特例（合併特例法第6条第1項）

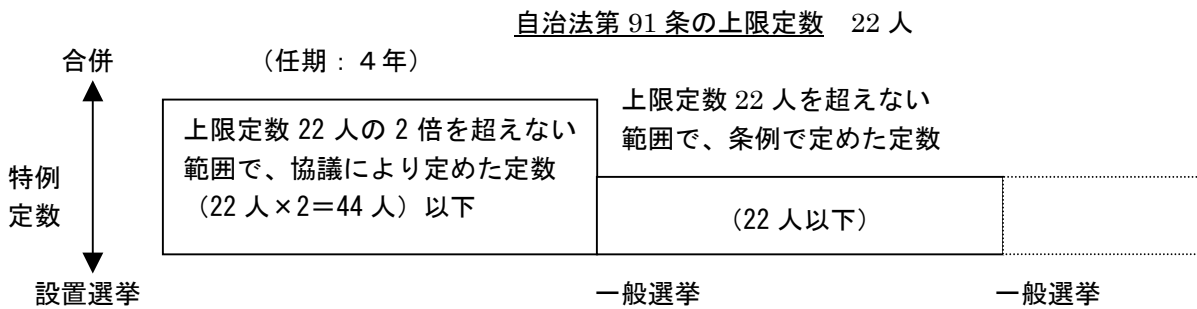
設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。



### [新町の場合]

3町の人口（平成12年国勢調査）

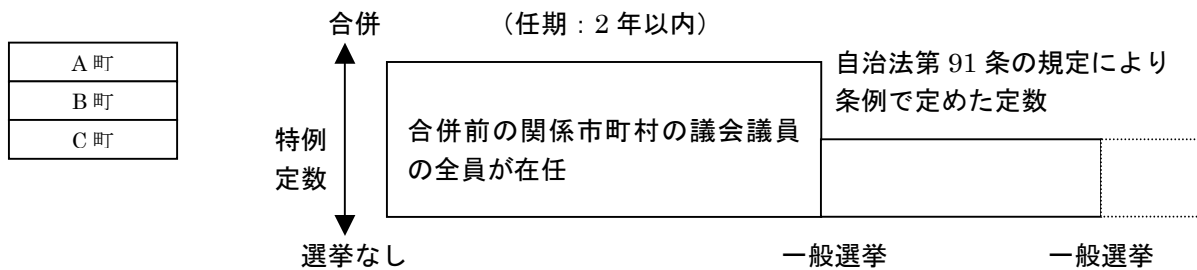
大成町	2,730人
瀬棚町	2,820人
北檜山町	6,292人
計	11,842人



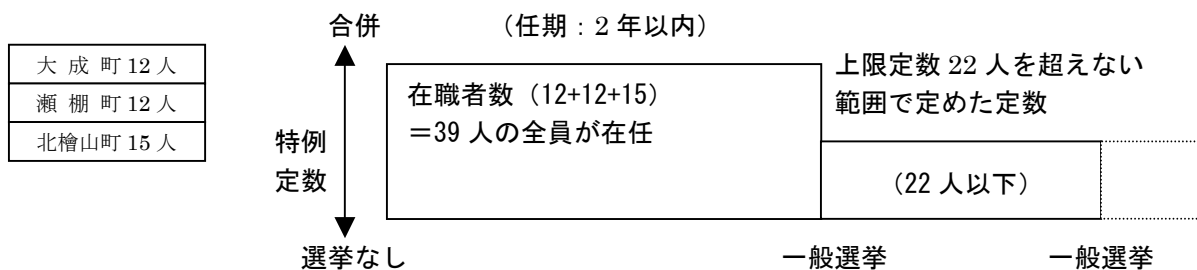
## 2 在任特例（合併特例法第7条第1項）

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

### [法制度]



### [新町の場合]



## 先進事例の調整方針

### 《原則の事例》

#### ■峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

(京都府／平成16年4月1日新設合併予定)

6町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

#### ■御前崎町・浜岡町合併協議会 (静岡県／平成16年4月新設合併予定)

2町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき18人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。  
(※法定定数26人だが、社会情勢や近隣市の状況等を考慮して定数18人に決定。)

#### ■氷上郡柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

(兵庫県／平成16年11月1日 新設合併予定)

6町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき30人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

### 《在任特例の事例》

#### ■あきる野市 (東京都／平成7年9月1日新設合併)

合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、秋川市18名、五日市町18名の議員全員が在任1年10ヶ月後に定数26名で一般選挙(法定定数は36名)

#### ■篠山市 (兵庫県／平成11年4月1日新設合併)

4町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間引き続き新町の議会の議員として在任する。

#### ■さいたま市 (埼玉県／平成13年5月1日新設合併)

3市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。

#### ■加美町 (宮城県／平成15年4月1日新設合併)

3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新町の議会の議員として在任する。

2年後に定数20名で一般選挙を実施する。

(法定定数26人だが、社会情勢等を考慮して定数20人に決定)

### 《小選挙区的事例》

#### ■益田郡合併協議会 (岐阜県／平成16年3月1日 新設合併予定)

4町1村の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき26人とし、新市の設置の日から50日以内に選挙を実施する。

合併後50日以内に行われる設置選挙については、合併構成町村単位とした選挙区を設け、1名の均等定数配分(初回選挙のみ)を行うこととして、各選挙区ごとの定数を設けた。

萩原町	7名	小坂町	3名	下呂町	9名	金山町	5名	馬瀬村	2名
(11,716人)		(4,005人)		(14,916人)		(7,868人)		(1,597人)	

## 《定数特例の事例》

### ■佐渡市町村合併協議会（新潟県／平成16年3月1日 新設合併予定）

急激な議員数の減少を避けるため定数特例を採用。  
住民意見の市制への反映に配慮し議員定数を法上限数の2倍とする。  
定数特例 60人 定数特例後 30人 選挙区設置なし

### ■砺波地域市町村合併協議会（富山県／平成16年11月1日 新設合併予定）

各村に定数2を割り振るとともに、総定数も極力押さえる。  
定数特例 34人 定数特例後 30人 選挙区設置あり

### ■松江八束合併協議会（島根県／未定 新設合併予定）

合併方式は新設合併であるが、松江市が他の7町村を編入合併した場合の定数特例の例を準用した上で、定数が1名となる選挙区については定数2名とする48名の定数特例を採用する。  
定数特例 旧松江市34人 他7町村各2人 計48人 定数特例後 34人 選挙区設置あり

### ■三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県／平成16年4月1日 新設合併予定）

法定上限数30に各市町村1名を加算した数。  
住民理解を得つつ、新市の円滑な運営を図るため。  
定数特例 38人 定数特例後 26人 選挙区設置あり

## 調整の内容（例示）

### ●原則の場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	3町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき〇〇人とし、新町の設置の日から50日以内に選挙を実施する。	

### ●在任特例の場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	3町の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後（〇年〇〇ヵ月間又は平成〇〇年〇〇月〇〇日まで）引き続き新町の議会の議員として在任する。	

### ●定数特例の場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	(1) 3町の議会議員の定数を、(地方自治法第91条の規定に基づき) 〇〇人と定める。 (2) 市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、職員の定数を〇〇人と定める。	

### ●選挙区を設ける場合

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	●選挙区については、新町において在任特例期間中に検討する。 ●新町の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項規定を適用し、大成町、瀬棚町及び北檜山町の3つの区域に選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、公職選挙法第15条第8項の規定によるものとする。	

【議員在任特例調べ】

現在の市町	合併関係市町村	合併時の議員の任期	残り期間	合併日	在任特例 延長期間	特例を使用した理由
篠山市	篠山市	平成 11 年 11 月	7 ヶ月	平成 11 年 4 月 1 日	1 年 1 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の任期は、わずかしかなかったが、議員発議で協議会を作った経緯もあり、1 年間ぐらいは地域のことを見届けたい。</li> <li>・年金特例がなかった。</li> </ul>
	西紀町	平成 11 年 4 月	—			
	丹南町	平成 11 年 7 月	3 ヶ月			
	今田町	平成 11 年 4 月	—			
西東京市	田無市	平成 16 年 1 月	3 年	平成 13 年 1 月 21 日	2 年	—
	保谷市	平成 15 年 4 月	2 年 3 ヶ月			
さいたま市	浦和市	平成 14 年 12 月	1 年 7 ヶ月	平成 13 年 5 月 1 日	2 年	—
	大宮市	平成 15 年 5 月	2 年			
	与野市	平成 15 年 5 月	2 年			
あさぎり町	上村	平成 15 年 4 月	7 ヶ月	平成 15 年 4 月 1 日	1 年 1 ヶ月	新町においても、地域の実情等を熟知した現議員が合併後 1 年間は責任を持って予算執行等を見定め、平成 16 年度当初予算編成まで在任することが適当であると認められるため、平成 16 年 4 月末日までの在任とする。
	免田町	平成 15 年 4 月	—			
	岡原町	平成 15 年 4 月	—			
	須恵村	平成 15 年 4 月	—			
	深田村	平成 15 年 4 月	—			
東かがわ市	引田町	平成 15 年 4 月	—	平成 15 年 4 月 1 日	1 年 11 ヶ月	合併前の各町の町行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を見届けるのは、現議員の責任でもある。従って次の期間在任することが妥当である。 引田町 1 年 11 ヶ月 白鳥町 1 年 8 ヶ月 大内町 1 年 11 ヶ月
	白鳥町	平成 15 年 8 月	4 ヶ月			
	大内町	平成 15 年 4 月	—			

## ◎議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

議会の身分に関する取扱いについては、次の選択肢①、②、③のうち、いずれか一つを選択することとなります。

### ①合併特例法による特例を適用しない

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める人数「22人（合併後の新町村議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・定数 22人以内
- ・補欠選挙の適用 あり

### ②合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める人数「22人（合併後の新町村議員の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り有効）

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項）
- ・定数 44人以内
- ・補欠選挙の適用 あり

### ③合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する

合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少するものとする。）

- ・選挙の期日 選挙は行わない
- ・任期 合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間
- ・定数 合併時の関係市町村の議員数
- ・補欠選挙の適用 なし

## ◎合併前の旧町村ごとに条例で選挙区を設ける場合

合併前の旧町村ごとに選挙区を設ける場合、次のアまたはイのいずれかを選択することとなります。(公職選挙法第15条第6項適用)

### ア 合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める人数「22人（合併後の新町村議員の上限定数）」を超えない範囲において定めた定数に基づき、合併前の旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

選挙区ごとの議員定数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。(公職選挙法第15条第8項)ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間  
（地方自治法第93条第1項）
- ・定数 22人以内
- ・補欠選挙の適用 あり

※人口に比例して、定数を定めた場合の定数

選挙区	人口	定数
旧大成町選挙区	2,730人	5人
旧瀬棚町選挙区	2,820人	5人
旧北檜山町選挙区	6,292人	12人
計	11,842人	22人

### イ 合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける

合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める人数「22人（合併後の新町村の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定めた定数に基づき、合併前の旧町村ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。

選挙区ごとの議員定数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。(公職選挙法第15条第8項)ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。(公職選挙法施行令第9条)

- ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項）
- ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間  
（地方自治法第93条第1項）
- ・定数 44人以内
- ・補欠選挙の適用 あり

※人口に比例して、定数を定めた場合の定数

選挙区	人口	定数
旧大成町選挙区	2,730人	10人
旧瀬棚町選挙区	2,820人	10人
旧北檜山町選挙区	6,292人	23人
計	11,842人	43人



**【参考法令】**

**■地方自治法（抜粋）**

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| (1) 人口2千未満の町村           | 12人 |
| (2) 人口2千以上5千未満の町村       | 14人 |
| (3) 人口5千以上1万未満の町村       | 18人 |
| (4) 人口1万以上2万未満の町村       | 22人 |
| (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 | 26人 |
| (6) 人口5万以上10万未満の市       | 30人 |
| (7) 人口10万以上20万未満の市      | 34人 |
| (8)～(11) (略)            |     |

3項～6項 (略)

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたため新たに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第258条及び第260条の定めるところによる。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で告示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

## ■市町村の合併に関する法律（抜粋）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2項～7項 （略）

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入する合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

（議会の議員の退職年金に関する特例）

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であった者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。

- 2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 37 号）附則第 4 条第 1 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第 161 条第 2 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150 分の 45」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が 8 年以上 9 年未満の者	1 5 0 分の 3 0
在職期間が 9 年以上 1 0 年未満の者	1 5 0 分の 3 3
在職期間が 1 0 年以上 1 1 年未満の者	1 5 0 分の 3 7
在職期間が 1 1 年以上 1 2 年未満の者	1 5 0 分の 4 1

### ■公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第 15 条第 1 項～第 5 項（略）

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 7 第 2 項、第 3 項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第 33 条第 1 項～第 2 項（略）

- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第 7 条第 6 項の告示による当該市町村の設置の日から 50 日以内に行う。

（設置選挙）

- 第 117 条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

### ■公職選挙法施行令（抜粋）

（人口に比例しない議員の定数）

- 第 9 条 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

### 関係3町の議会議員の現況

町名 項目	法定定数	条例定数	現員数	任 期	設置委員会
大 成 町	14人	12人	10人	H16年7月20日～H20年7月19日	・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会
瀬 棚 町	14人	12人	12人	H16年4月27日～H20年4月26日	・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会
北檜山町	18人	15人	15人	H15年4月30日～H19年4月29日	・総務文教常任委員会 ・産業建設常任委員会

### 在任特例を適用した場合の任期

